

令和4年度確定保険料の算定方法は例年と異なります。ご注意ください。

令和4年度確定保険料は、保険料算定基礎額と保険料額を労災保険分と雇用保険分ごとに、前期（令和4年4月1日～同年9月30日）と後期（令和4年10月1日～令和5年3月31日）に分けて算出します。

※ これに伴い、年度更新申告書と確定保険料一般拠出金算定基礎賃金集計表の様式を変更しています。（裏面参照）

令和4年度確定保険料は、次の手順で算定してください。

ステップ1

- 「確定保険料一般拠出金算定基礎賃金集計表」に賃金の総額を記入し、前期・後期別に集計します。

ステップ2

- 「確定保険料一般拠出金算定基礎賃金集計表」の下段に新規に設けた「令和4年度確定保険料算定内訳」欄を使用し、保険料算定基礎額と保険料額を前期・後期別に算出します。

ステップ3

- ステップ2で算出した保険料算定基礎額と保険料額を、年度更新申告書の下段に新規に設けた「③期間別確定保険料算定内訳」欄及び申告書中段の「確定保険料算定内訳」欄に各々転記します。

詳しくは、同封の「申告書の書き方」パンフレット及び厚生労働省ホームページをご覧ください。

「年度更新」と検索、又は右のQRコードからアクセスできます。



◎確定保険料一般拠出金算定基礎賃金集計表

令和4年度 確定保険料一般拠出金算定基礎賃金集計表／令和4年度 確定保険料算定内訳

(確定期間：令和4年1月～令和4年3月)

令和4年4月1日～令和4年9月30日

令和4年10月1日～令和4年12月31日

※概要・確定保険料一般拠出金申告書(事業主用)と一緒に保管してください。

労働保険番号	都道府県	所長	資格	基礎番号	校番号	受給者の有無		事業主の名称	業種	具体的な業務又は作業の内容
						受給者	出給者			
労災保険および一般拠出金(対象者数及び賃金)										
月	(1) 常用労働者			(2) 役員で労働者でない人			(3) 臨時労働者			(4) 合計(1)+(2)+(3)
	(5) 常用労働者(パート、アルバイトで雇用保険の資格のある人を含みます)			(6) 役員で雇用保険の資格のない人(パート、アルバイトで雇用保険の資格のない人)を記入してください			(7) 臨時労働者(パート、アルバイトで雇用保険の資格のある人(実質的支払った賃金を含む))			
雇用保険(対象者数及び賃金)										
月	(8) 雇用労働者			(9) 役員で雇用保険の資格のある人(実質的支払った賃金を含む)			(10) 臨時労働者			(11) 合計人数(8)+(9)+(10)
	(12) 雇用労働者(パート、アルバイトで雇用保険の資格のある人(実質的支払った賃金を含む))			(13) 役員で雇用保険の資格のある人(実質的支払った賃金を含む)			(14) 臨時労働者(パート、アルバイトで雇用保険の資格のある人(実質的支払った賃金を含む))			

新たに「令和4年度確定保険料算定内訳」欄を設けました。
前期・後期別の保険料額を算出し、申告書に転記してください。

労働保険番号	都道府県	所長	資格	基礎番号	校番号	受給者の有無		事業主の名称	業種	具体的な業務又は作業の内容	
						受給者	出給者				
令和4年度 確定保険料算定内訳											
(1) 一元適用事業及び二元適用事業(労災保険分の申告を除く)の場合は、次の確定保険料算定内訳により保険料算定基礎額及び保険料額を算出し、当該額を申告書に転記してください。											
確定保険料算定内訳	労災保険分					雇用保険分					
	前期分 (令和4年4月1日～令和4年9月30日)	後期分 (令和4年10月1日～令和4年12月31日)	合計	前期分 (令和4年4月1日～令和4年9月30日)	後期分 (令和4年10月1日～令和4年12月31日)	合計	前期分 (令和4年4月1日～令和4年9月30日)	後期分 (令和4年10月1日～令和4年12月31日)	合計	前期分 (令和4年4月1日～令和4年9月30日)	後期分 (令和4年10月1日～令和4年12月31日)

◎年度更新申告書

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

継続事業

標準字体 0123456789

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

下記のとおり申告します。

提出用

種別 32701 ※修正項目番号 記入

① 都道府県(所長) 管轄 基礎番号

② 増加年月日(元号・令和は9)

③ 常時使用労働者数

④ 雇用保険被保険者数

⑤ 確定保険料算定期間

⑥ 労働保険料

⑦ 区分

⑧ 労働保険料

⑨ 労災保険分

⑩ 雇用保険分

⑪ 一般拠出金

「確定保険料算定内訳」欄には、確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表の「令和4年度確定保険料算定内訳」で算出した額を転記してください。
保険料・一般拠出金算定基礎額が労災保険分と雇用保険分と同額である場合も、労働保険料欄だけでなく、労災保険分と雇用保険分欄にも必ず記入してください。

第1期	第2期	第3期	加入している労働保険	(イ) 労災保険	(ロ) 雇用保険	⑩ 特掲事業	(イ) 所在地	(ロ) 名称
第1期	第2期	第3期	加入している労働保険	(イ) 労災保険	(ロ) 雇用保険	⑩ 特掲事業	(イ) 所在地	(ロ) 名称

新たに「⑩ 期間別確定保険料算定内訳」を設けました。
確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表の令和4年度確定保険料算定内訳で算出した額を転記してください。

期間別確定保険料算定内訳	労働保険料算定基礎額	労働保険率	確定保険料額	雇用保険分	労働保険料算定基礎額	雇用保険率	確定保険料額
前期分	(イ)	(ハ) 1000分の	(ニ)	前期分	(ケ)	1000分の	(ル)
後期分	(ロ)		(ホ)	後期分	(ト)	1000分の	(ル)
合計	(イ)+(ロ)		(ニ)+(ホ)	合計	(ケ)+(ト)		(ル)+(ル)